

道路改良工事に伴なう

通行規制のお知らせ

平成22年度より実施しております雪窓向原線の道路改良工事は、3年計画の最終年度となりました。

本年度の工事期間は、おおむね6月から来年3月までを予定しています。工事期間中は「片側通行止め」となり、関連道路の混雑が予想されます。周辺地域の皆さまや道路をご利用されている皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、安全確保に配慮しながら、早期の工事完了に努めて参りますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

また、しなの鉄道の高架下（通称「七口ガード下」）を通る上ノ林大久保線との交差点の工事の際は、下図のとおり上ノ林大久保線の一部について、3週間程度「車両通行止め」となります。車両通行止めの時期や迂回路につきましても、施工業者および具体的な工程などが決まり次第、周辺地域の皆さまに改めてお知らせいたしますとともに、道路をご利用されている皆さまには、予告看板により事前にご案内い

たしますので、重ねてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、工事期間中の歩行者の通行につきましては、歩行者用通路を確保し、通行に支障のないよう安全確保には十分配慮いたしますので、通行される歩行者の皆さまにおかれましては、安全をご確認いただきながら通行されますよう、ご協力をお願いいたします。



■ 車両通行止め ▨ 片側通行止め

問い合わせ先 建設課都市計画係・建設係(内線75・39・38)

町の財政状況をお知らせします

3月末までの財政状況は…

一般会計の予算総額は、当初予算に9回の補正を加え、総額80億6,345万円となり、昨年と同じ時期に比べて6,324万6,000円の減となりました。

また、特定の事業を行うための特別会計は、補正予算を加えた11会計の合計が35億2,222万3,000円となりました。

一般会計予算の執行状況は、予算の84.0%が収入済み、72.8%が執行済みとなっています。

各会計の執行状況

平成23年度(平成24年3月31日現在)

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	80億6,345万円	67億7,102万円	84.0%	58億6,664万円	72.8%
住宅新築資金等貸付事業	1,064万円	275万円	25.8%	514万円	48.3%
小沼地区財産管理	368万円	372万円	101.1%	330万円	89.7%
国民健康保険	16億2,112万円	14億1,951万円	87.6%	13億3,594万円	82.4%
小沼地区簡易水道事業	1億1,801万円	1億207万円	86.5%	7,074万円	59.9%
御代田町簡易水道事業	8,427万円	7,942万円	94.2%	4,986万円	59.2%
公共下水道事業	6億2,484万円	3億1,998万円	51.2%	5億6,117万円	89.8%
御代田財産区	1,338万円	138万円	10.3%	1,197万円	89.5%
介護保険事業	9億112万円	7億2,607万円	80.6%	7億8,902万円	87.6%
農業集落排水事業	3,210万円	1,260万円	39.3%	2,373万円	73.9%
個別排水処理施設整備	1,250万円	642万円	51.4%	846万円	67.7%
後期高齢者医療	1億57万円	6,872万円	68.3%	9,269万円	92.2%

問い合わせ先 企画財政課財政係(内線52・54)

7月9日(月)から 外国人住民の住民基本台帳制度が スタートします

同時に、外国人登録法は廃止となります。
変更点としては次のようなものがあります。

- ①日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された住民票の写しなどが発行可能となります。
- ②在留資格や在留変更について、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみの届出で済みます。

外国人住民の住民基本台帳制度 Q&A

Q1 現在日本に在留している外国人は、
何か手続きをしないと住民票は作成されないのですか？

A1 一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原票に基づき仮住民票を作成しますので、外国人登録の手続きは正確に行ってください。

Q2 日本で出生した外国人はどのような手続きが必要になりますか？

A2 外国人が日本で出生した場合には、14日以内に出生届を提出する必要があります。新制度では出生届が提出されると、住所地の市町村において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合においては、出生から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。

Q3 新しい制度では、引っ越しをしたときには
外国人も転出の届出が必要になるって本当ですか？

A3 新制度では日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明書を添えて転入届をすることになります。

Q4 外国人の夫(妻)と日本で生活しています。現在、私の住民票上の世帯主は私自身(本人)となっていますが、新しい制度では、世帯主を夫(妻)にすることは可能ですか？

A4 可能です。新制度では外国人住民にも住民票が作成され、日本人と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されるため、外国人住民を世帯主とすることも可能になります。

Q5 外国人住民も住基カードは作れますか？

A5 作ることができます。
ただし、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定ですので、住基カードを作ることができるようになるのもそれ以後になります。

問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日8:30~17:15)
(0570)013904 (IP電話・PHS・海外からは03(5796)7112)
法務省入国管理局ホームページ(詳しくはこちらへ)
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/